

公益社団法人浅口市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人浅口市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員に職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。
2 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬月額、別表1「役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第3条第2項を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むものとする。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。
3 別表2(1)については、報酬を支給されている理事及び使用人を兼務している理事には支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

別表1 役員の報酬月額

(1) 理事長	5万円までの範囲内
(2) 副理事長	無報酬
(3) 常務理事	無報酬
(4) その他の役員	無報酬

別表2 費用の額

(1) 役員の管内職務に係る費用	日額2,500円
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に準じる額
(3) その他	実費